

東大阪市斎場・墓地の在り方審議会に係る 基礎資料作成支援業務仕様書

1. 件名

東大阪市斎場・墓地の在り方審議会に係る基礎資料作成支援業務

2. 実施場所

東大阪市役所本庁舎

3. 業務スケジュール

日程	審議会	業務内容
令和8年6月頃	第1回審議会	初回打合せ
令和8年7月頃		審議会事前打合せ
令和8年8月頃	第2回審議会	審議会運営補助
令和8年9月頃		審議会事前打合せ
令和8年10月頃	第3回審議会	審議会運営補助
令和8年11月頃		審議会事前打合せ
令和8年12月頃	第4回審議会	審議会運営補助
令和9年1月頃		審議会事前打合せ
令和9年2月頃	第5回審議会	審議会運営補助
令和9年3月頃		報告書提出

※審議会の開催日程や開催回数は、会議の進捗状況によって変更になる。
※審議会事前打合せは、電子メール又は必要に応じて東大阪市役所本庁舎において対面で実施する。

4. 業務内容

(1) 墓地に関する調査・分析

- ①市営墓地 6 か所に係る現状把握、課題整理、課題解決に向けての手法検討
施設概要・管理運営状況・利用状況・利用環境等を調査し、現在及び将来的に直面する課題を洗い出し、その解決手法を提案すること。なお、少子高齢化や核家族化といった社会構造の変化に着目し、無縁墳墓の対策等についても検討すること。
- ②民営墓地 88 か所に係る現状把握
施設概要・管理運営状況・利用状況・利用環境等を調査すること。なお、墓地管理の利便性が向上するような創意工夫を凝らした提案を行うこと。
- ③市立斎場 5 か所に係る墓地としての跡地活用の方向性検討
東大阪市斎場整備基本構想（改訂版）の趣旨を理解し、新斎場完成後における既存 5 斎場について、利用可能範囲・利用条件等を調査し、跡地活用方法の提案及び付随する問題点の解消方法を提示すること。なお、跡地活用にあたっては、法令等を遵守するとともに、市民ニーズ等を反映したものとなるよう十分に精査すること。
- ④市民アンケート調査項目の検討
上記①～③の提案内容について、市民ニーズを汲み取り、さらに掘り下げた検討を進めるため、令和 9 年度に市民アンケート調査を実施する予定としている。これについて、市民アンケート調査項目の提案及びアンケート票のサンプルを作成すること。

(2) 審議会の資料作成

第 2 回から第 5 回までの審議会について、当日配布資料を作成すること。資料作成にあたっては、前回審議会及び事前打合せの内容を十分に理解し、必要な情報を調査・分析のうえまとめること。なお、他市町村の事例や、その他の参考となる事例があれば積極的に資料に盛り込むこと。

(3) 審議会の運営補助

第 2 回から第 5 回までの審議会について、出席のうえ作成資料の説明を行うこと。その他、審議会の中で求められた質問に対して必要な回答を行うこと。また、審議会の内容について議事録を作成すること。

(4) 報告書の作成

第 2 回から第 5 回までの審議会がすべて終了した後、令和 8 年度の取りまとめ報告書を作成すること。なお、報告書作成に必要な第 1 回の審議会資料や議事録については発注者から受注者に提供することとする。

(5) 打合せ

第 2 回から第 5 回までの審議会の前後に、調査内容、資料内容、報告書内容、その他必要な事項について協議するため、発注者と打合せを行うこと。

5. その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ決定する。